

(案)

札幌市医療提供体制検討会議運営要領

平成 30 年 月 日

(札幌市保健福祉局医務監決裁)

(運 営)

第 1 条 札幌市医療提供体制検討会議（以下「札幌市部会」という。）における情報共有及び協議に係る地域医療構想の進め方については、札幌市医療提供体制検討会議設置要綱（平成 29 年 9 月 12 日保健福祉局医務監決裁。以下「設置要綱」という。）に定めるものの他、この運営要領の定めるところによる。

(開催時期)

第 2 条 札幌市部会の開催は、札幌圏域地域医療構想調整会議（以下「圏域調整会議」という。）の開催前を基本とし、圏域調整会議で諮る議題等を札幌市部会で整理するものとする。

2 札幌市部会の開催時期は、原則として毎年度 2 回開催することとする。

3 前項の規定に関わらず、必要に応じて臨時の札幌市部会を開催することができる。

(情報共有・協議)

第 3 条 設置要綱第 2 条に掲げる札幌市部会が情報共有及び協議を行う事項には、次の各号に掲げる事項が含まれる。

- (1) 病床機能報告等に基づく医療資源・受療動向のデータ及び道内外の事例
- (2) 地域医療構想に係る意向調査結果
- (3) 将来的に過剰となることが見込まれる病床機能へ転換する医療機関への対応
- (4) 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への対応
- (5) 病床がすべて稼働していない病棟を再稼働する医療機関への対応
- (6) 札幌圏域内の病床数増加を伴う医療機関の開設や増床する医療機関への対応
- (7) 札幌圏域内の病床数増加を伴わない開設や増床、開設者を変更する医療機関への対応
- (8) 病床機能報告が未報告の医療機関への対応
- (9) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の病床機能に関する補助申請に係る情報

2 前項第 3 号から第 9 号に関する情報共有及び協議については、別紙 1 に定める対応方針に基づき行うこととする。

3 情報共有及び協議の方法は、札幌市部会委員へ関係書類を送付する書面会議に代えることができる。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。